

## 勝浦市地域活性化起業人(副業型・シニア型)募集要項

勝浦市は、総務省の地域活性化起業人(副業型・シニア型)制度を活用し、副業人材や退職後のシニア人材が有する知識や経験、人脈を活かして、地方創生業務等に携わる人材を募集します。

### 1. 事業概要

副業型は三大都市圏等に所在する企業等に勤務する、専門的なノウハウや知見を持つ人材が、副業の形で関わりながら本市の地域活性化を図ります。シニア型は退職後もこれまでに蓄積した知識や経験を活かし、新たな活躍の場として地域の活性化を図る取り組みで、いずれも総務省が財政支援を行う制度です。

### 2. 業務内容

情報セキュリティ対策の推進と市の DX 推進に関する助言及び支援

#### (1)情報セキュリティ対策の推進に関する業務

- ・情報セキュリティレベル向上のための助言や研修の企画
- ・AI 等の新技術導入におけるセキュリティ対策

#### (2)DX 推進に関する業務

- ・市の DX 推進計画策定支援
- ・AI 活用支援

### 3. 求める人物像

- ・情報セキュリティや AI に関する専門的な知識と経験を有し、対策に意欲的に取り組める方
- ・周囲とコミュニケーションを取り、自ら課題を発見し主体的に業務を遂行できる方

### 4. 応募要件

#### 【副業型】

(1)令和 8 年7月 1 日時点で25歳以上の方

(2)次のア又はイのいずれかに該当する方。ただし、現に勝浦市内に勤務する方を除く。

ア 三大都市圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、愛知県、岐阜県、三重県)に所在する企業等に勤務する方(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外に勤務する方を含む。)

イ 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する方(三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する方を含む。)

(3)心身ともに健康で、積極性、協調性を有し地域住民と協力しながら地域活性化に取り組める方

#### 【シニア型】

(1)次のア又はイのいずれかに該当する方。ただし、現に勝浦市内に居住する方を除く。

ア 三大都市圏(※千葉県内を除く)に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内に居住している方。ただし、企業在職時に三大都市圏外に居住しており、その後在職時から転居していない方は対象。

イ 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内または三大都市圏外の指定都市等に居住している方。ただし、企業在職時に三大都市圏内または三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に居住しており、その後在職時から転居していない方は対象。

(2)企業を退職した日から概ね5年以内の方

### 5. 募集人員

1名

### 6. 募集期間

令和8年7月1日から募集人数に達するまで。

### 7. 勤務条件

(1)契約

総務省の「地域活性化起業人制度(副業型・シニア型)」に基づき個人と契約します。

(2)活動期間

6ヶ月以上3年以内

(3)勤務・活動場所

リモートワークまたは勝浦市役所等

(4)勤務・活動形態

月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務に従事し、本市における滞在日数が月1日以上であることが条件です。

### 8. 費用負担

期間中に要する報償費等に係る経費と、移動にかかる経費として、それぞれ年間100万円を限度(合計の上限200万円)として予算の範囲内で負担します。報償費は月額83,300円とします。※業務の開始が年度途中となる場合は、月割りで計算します。

## 9. 応募手続

メール又は郵送により下記の応募書類を提出してください。

- ① 勝浦市(副業型・シニア型)地域活性化起業人申込書
- ② 副業型は所属企業の副業承諾書等。シニア型は企業の退職証明書等。
- ③ 職務経歴書(任意様式)

## 10. 選考方法

- (1)第1次選考【書類審査】のうえ、第1次合格者を対象に第2次選考を行います。
- (2)第2次選考【面接審査】(対面又はオンライン)を実施し、合否結果を通知します。

※面接日時等は後日お知らせします。

※応募に係る交通費などの経費については、全て応募者の負担となります。

※不採用の理由についてのお問い合わせには、お答えいたしません。

## 11. その他

- ・他の自治体で地域活性化起業人に任用中の方は応募できません。
- ・毎月「活動報告書」を提出いただきます。
- ・この要項に記載のない事項は総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に定めるところによります。

## 12. 申込み・問い合わせ先

勝浦市 情報政策課

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1

電話:0470-73-6653 FAX:0470-73-3937

メール:jyouhou@city-katsuura.jp